

10 社会参加の促進

(1) 障がいのある方にやさしいまちづくり

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方、高齢者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進するために、県は「福祉のまちづくり条例」を平成7年3月に制定し、建築物や道路などについて、出入口や歩道の幅員、階段の手すりなどの整備基準を定めています。

整備基準が適用される施設としては、病院、劇場、百貨店、ホテル、福祉施設、公衆便所、官公庁舎、学校、共同住宅など多数の県民が利用する建築物の他、道路、公園、緑地などの公共の用に供する施設があります。

ア おおいたユニバーサルデザインの推進

福祉のまちづくりに関する意識啓発を深めるため、ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発活動を実施しています。

【おおいたユニバーサルデザインのホームページ】

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/ud-syoukai.html>

イ ホームページ「大分バリアフリーマップ」の運営

高齢者や障がいのある方、小さな子どもさん連れの方などすべての人が安心して外出することができるように、大分県内の各施設のバリアフリー情報をホームページ上で紹介しています。

【問い合わせ先】 県福祉保健企画課（電話 097-506-2591）

【大分バリアフリーマップのホームページ】 <http://oita.bfmap.jp/>

ウ 障がいを理由とする差別解消に向けた啓発動画の公開

障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がい者関係団体の監修・協力の下、一部障がい当事者にも出演していただくなど、県内事例や当事者目線を踏まえ、実情に即した内容の啓発動画を公開しています。

【問い合わせ先】 県障害者社会参加推進室（電話：097-506-2725）

大分県社会参加推進センター（電話：097-558-8797）

【啓発動画 URL】 <https://www.youtube.com/watch?v=DpMVfVfyZyI&t=3s>

エ 出前講座の実施

企業等において、障がいへの理解を深め、適切な配慮がなされるように、法令や障がい特性等について説明を行う出前講座を実施しています。

【問い合わせ先】 県障害者社会参加推進室（電話：097-506-2725）

10 社会参加の促進

(2) ヘルプマーク、ヘルプカード

《障がいのある方や児童等》

内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわからない方が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

ストラップ型のヘルプマークはカバンなどに取り付けることができ、ヘルプカードの裏面には、ご自身の症状や配慮してもらいたいことを自由に書き込むことができます。

大分県庁（障害者社会参加推進室）や市町村の福祉担当窓口等で無料配布しています。

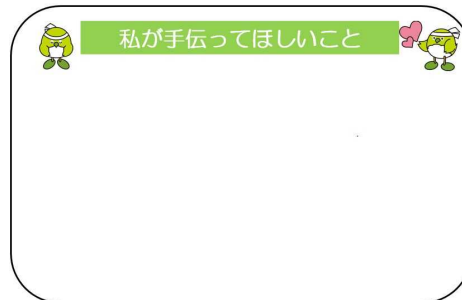
【問い合わせ先】県障害者社会参加推進室（P 1 8 5 参照）



(表)



(裏)



(3) 車いすマーク駐車場の適正利用の促進

(大分あったか・はーと駐車場利用証制度)

《障がいのある方や児童》

車いすマーク駐車場の適正利用とマナーアップを推進するため、障がいのある方、介護の必要な高齢者など、歩行が困難な方に駐車場の利用証を発行しています。（P 2 1 2 参照）

- ・令和3年4月から電子申請が開始されました。
- ・令和4年1月から「聴覚障がい者(2級、3級)」が対象者に追加されました。

【問い合わせ先】県福祉保健企画課（電話 097-506-2591）

【大分あったか・はーと駐車場利用証制度のホームページ】

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html>



10 社会参加の促進

(4) 「駐車禁止除外指定車標章」の交付 《障がいのある方》

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障がいの程度が次の表に該当するもの）は、現に利用中の車を駐車禁止規制の対象から除外する「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

ただし、除外される場所は、指定駐車禁止場所（公安委員会が駐車禁止の標識を設置して規制を行っている場所）に限られ、上記標章を掲出しておく必要があります。

駐停車禁止場所や法定の駐車禁止場所（例：交差点の前後5メートル以内等）には駐車できませんので注意してください。

申請は、住所地を管轄する警察署の交通課窓口で行って下さい。申請にあたっては、各種手帳の写し（障がい名及び障がいの程度・等級が判るもの）を申請書（窓口に用意しています）に添えて提出してください。

障がいの区分等		対象となる障がいの級別等	
身体 障害 者 手 帳	視覚障がい	1級から対象となる3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級から4級までの各級	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	
		移動機能	1級から3級までの各級
	心臓機能障がい	1級及び3級	
	じん臓機能障がい	1級及び3級	
	呼吸器機能障がい	1級及び3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	
	小腸機能障がい	1級及び3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	
	療育手帳	A1、A2	
精神障害者保健福祉手帳	1級		

※障がいの級別は総合等級ではなく、個別の等級です。

※小児慢性特定疾病医療受給者証の疾病名欄により色素性乾皮症であることが確認できる人も対象となります。

※戦傷病者手帳の交付を受けている人も対象となる場合がありますので、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 警察本部交通部交通規制課（電話 097-536-2131(代表)、5183(内線)）

10 社会参加の促進

(5) 「肢体不自由の障がいのある運転手等」の保護

《身体障がいのある方》

自動車の運転者は、

- ① 肢体不自由の障がいのある運転者が、身体障がい者マークを付けた普通自動車を運転している場合
- ② 聴覚障がいのある運転者が、聴覚障がい者マークを付けて普通自動車や準中型自動車を運転している場合は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、幅寄せや、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をしてはいけないこととなっています。

(道路交通法第71条の5第4項、大分県道路交通法施行細則第14条第11号)

※肢体不自由の障がいのある運転者とは、普通自動車を運転することができる免許を受けている方で、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方をいいます。

(例：義足を付けて運転することが条件となっている場合など)

※聴覚障がいのある運転者とは、普通自動車や準中型自動車を運転することができる免許を受けている方で、

- ① 補聴器を用いても、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障がいがあることを理由に免許に条件を付されている方
- ② 補聴器を用いれば、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる方で、補聴器を用いないで運転するときは聴覚障がい者標識を表示することとする条件が付されている方をいいます。

【問い合わせ先】 警察本部交通部交通企画課又は各警察署交通課



身体障がい者マーク



聴覚障がい者マーク



高齢運転者マーク

(旧マークも当分の間使用できます)
※自動車用品店で購入できます

(6) 身体障害者補助犬の貸与

《身体障がいのある方》

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用することにより社会参加が見込まれる身体障がいのある方に、補助犬を貸与します。



Service Dogs Welcome!
法律により盲導犬・介助犬・
聴導犬は同伴できます
厚生労働省

種別	問い合わせ先	電話/FAX
盲導犬	大分盲導犬協会	0977-67-6704
介助犬/聴導犬	県障害者社会参加推進室	097-506-2725 / 506-1736

また、補助犬使用者や受入れ側施設からの相談に対応する相談窓口を設置しています。

区域	問い合わせ先	電話/FAX
大分市	大分市障害福祉課	097-537-5658 / 537-1411
大分市以外の市町村	県障害者社会参加推進室	097-506-2725 / 506-1736

10 社会参加の促進

(7) 芸術文化の振興

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方が芸術文化活動を通じて自立と社会参加への意欲を高めるとともに、県民の障がいに対する理解と認識をより一層深めるために、各種の行事を行っています。

ア おおいた障がい者芸術文化支援センター

障がいのある人等の芸術文化活動を支援するために令和元年11月に開設した「おおいた障がい者芸術文化支援センター」では、次のことに取り組みます。

- ◇ 相談窓口の設置
- ◇ 創造機会の拡充（オープンアトリエ、学校や福祉施設へのアウトリーチ等）
- ◇ 作品や表現活動等の発表機会の拡充（県立美術館での展覧会等）
- ◇ 鑑賞機会の拡大（鑑賞サポート公演等）
- ◇ 作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流促進
- ◇ 人材の育成（セミナー開催等）
- ◇ 情報収集・情報発信
- ◇ 関係者の連携協力体制構築

【問い合わせ先】 おおいた障がい者芸術文化支援センター

電 話 097-533-4505

F A X 097-533-4013

E-mail artbrut-oita@emo.or.jp

U R L <http://artbrut-oita.com/>

Facebook おおいた障がい者芸術文化支援センター

イ 障がい者・児 秋の交歓会

障がいのある方とない方が交流し、お互いの理解を深めるために、ふれあい広場（バンド演奏等のステージ、テント出店）、ふうせんバレーボールなどのイベントを、毎年9月～11月頃に開催しています。

【問い合わせ先】 大分県障害者社会参加推進センター（電話 097-558-8797）

ウ ときめき作品展

毎年9月～11月頃に開催される障がいのある人からの公募作品展。絵画、工芸、写真、書、陶芸、合作の6部門から構成され、来場者の投票により「ときめき大賞」を決定します。

【問い合わせ先】 大分県障害者社会参加推進センター（電話 097-558-8797）

エ 誰でも楽しめる映画館

障がいのある児（者）が安心して鑑賞できるように、照明や音量に配慮したり、サポートスタッフを配置した映画鑑賞会を県内の映画館で開催します。

【問い合わせ先】 大分県障害者社会参加推進センター（電話 097-558-8797）

10 社会参加の促進

(8) スポーツの振興

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方がスポーツを通じて健康の維持、体力の増進を図るとともに、お互いの理解を深め、社会参加への意欲を高めるために各種のスポーツ大会を開催しています。

また、障がい者スポーツの振興のために、障がい者スポーツ指導員や選手を学校などに派遣し、交流会などを開催するとともに、障がい者スポーツ団体が開催する大会の運営費や県外大会への参加費用の支援をしています。

ア 大分国際車いすマラソン

昭和56年（1981年）の国際障害者年を記念してスタートした、世界最高峰の車いす単独のマラソン大会です。

毎年11月第3週日曜日に行われ、世界中から多くの選手が参加しています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会（電話 097-533-6006）

【大分国際車いすマラソンのホームページ】www.kurumaisu-marathon.com

イ 大分県障がい者スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

5月上旬から年間を通じて競技ごとに行う、障がいのある方（身体・知的・精神）のためのスポーツ大会です。また、この大会の成績上位者等を、毎年秋に行われる全国障害者スポーツ大会へ大分県代表として派遣しています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会（電話 097-533-6006）

【大分県障がい者スポーツ協会のホームページ】<https://oita-syotai-kyo.org/>

ウ 大分県ゆうあいスポーツ大会

毎年春に行っている、知的障がいのある方のためのスポーツ大会です。

【問い合わせ先】大分県知的障害者施設協議会（電話 097-558-0300）

エ 障がい者スポーツ団体振興事業、障がい者スポーツ団体地域活動支援事業

障がい者スポーツを奨励し、健康の維持増進を図るとともに、社会参加を促進するため、障がい者スポーツ団体等に対して、競技力向上に向けた活動や県大会の開催、県外大会に選手を派遣するために必要な経費の一部を補助します。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会（電話 097-533-6006）

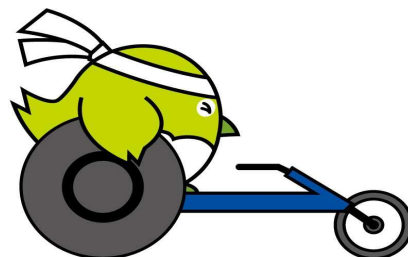
オ その他障がい者スポーツの推進事業

2021年に開催された東京パラリンピック競技大会等による障がい者スポーツの盛り上がりをつえ、県内の障がいのある方々が身近な地域でスポーツできる環境をつくるため総合型地域スポーツクラブ等と連携する活動や、障がい者スポーツを県内企業とともに盛り上げていく活動を行っています。

その他、スポーツに挑戦してみたい障がいのある方々等を対象とする体験会を行っています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会（電話 097-533-6006）

【大分県障がい者スポーツ協会のホームページ】<https://oita-syotai-kyo.org/>



10 社会参加の促進

(9) 各種奉仕員等の養成、派遣

《身体障がいのある方や児童》

視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方、視覚と聴覚に重複して障がいのある方等のコミュニケーションを確保するために、以下のような養成や派遣等が行われています。

内容	問い合わせ先	電話/FAX
点訳奉仕員の養成 音訳奉仕員の養成	大分県点字図書館 (大分県盲人福祉センター内)	097-538-0399/538-0537
手話通訳者の養成 手話通訳者の派遣 要約筆記者の養成 要約筆記者の派遣 盲ろう者通訳介助員の養成 盲ろう者通訳介助員の派遣	(福)大分県聴覚障害者協会	097-554-1335/554-1336
音声機能障がい者発声訓練指導者の養成	大分豊声会	097-520-3034
点字による情報の提供	(福)大分県盲人協会	097-532-8450



(10) 療育キャンプ

《障がいのある方や児童》

脳性まひ児やダウン症児、自閉症児の療育訓練の向上を図るために、夏季の集中・集団療育訓練キャンプが実施されています。

【問い合わせ先】大分県脳性まひ児者父母の会、大分県ダウン症連絡協議会、大分県自閉症協会
(P 189 参照)

(11) 点字図書、録音図書の貸出・閲覧

《身体障がいのある方や児童》

大分県点字図書館では、点字刊行物や録音図書の貸出と閲覧を行うとともに、点字図書、録音図書の普及、啓発や相談も行っています。(P 58 参照)

大分県立図書館では、活字による読書が困難な方を対象に「サピエ図書館」や「国立国会図書館 視覚障害者等用データ送信サービス」を利用し、録音図書等の貸出を行っています。

(12) 字幕入りDVD等の貸出・閲覧

《身体障がいのある方や児童》

大分県聴覚障害者センターでは、テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオテープやDVDの貸出と閲覧を行っています。(P 58 参照)

10 社会参加の促進

(13) 選挙における投票環境

《障がいのある方》

障がいのある方等が選挙に参加しやすくするために、以下のように配慮しています。

ア 投票所における介助・支援

投票に際して介助や支援が必要な方は、申し出により係員から介助・支援を受けることができます。

イ 車いす用スロープ及び車いす用記載台等の設置

車いすや足の不自由な方がスムーズに移動できるよう、できるだけ投票所の出入口にスロープを設置し、土足のまま投票所に入場できるようにしています。また、車いす用の投票記載台を設けるようにしています。

ウ 病院や老人ホーム等における不在者投票の実施

都道府県選挙管理委員会の指定を受けた病院や老人ホーム等に入院・入所している方で、選挙の当日、歩行が困難であることや施設が自己の属する投票区の区域外にあるなどの不在者投票事由に該当する方は、その施設で不在者投票ができます。

エ 郵便等投票制度の実施

身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳を所有し、重度の障がいのある方（一定の要件を満たす方）又は介護保険の要介護者で要介護5の方については、郵便等による不在者投票ができます。

また、上記のうち上肢若しくは視覚に重度の障がいのある方は代理記載制度を利用することができます。

オ 点字投票用具(点字器)の設置等

視覚障がいのある方のために、投票用紙に点字で選挙の種類を表示し、点字投票の申し出のある投票所については点字器を設置するようにしています。また、投票所では、申し出により候補者等の氏名などを点字で確認することができます。

カ 候補者情報の周知

国政選挙や知事選挙においては、選挙公報を点訳した「点字による選挙のお知らせ」を、県議会議員選挙においては候補者情報（氏名・所属党派・職業等）を音声化したCD等を視覚障がいのある方に無償配布するとともに、候補者情報をウェブサイトに掲載して選挙の周知に努めています。

【問い合わせ先】市町村選挙管理委員会又は大分県選挙管理委員会（電話 097-506-2412）